

〈ライフサポートセンター〉

ながの労福協

vol. 318

2020年
1月1日号

お役立ち情報

キャッシュレス・ポイント還元事業の 注意点は？

新年のご挨拶

すべての働く人の幸せと豊かさを
めざして!!

長野県労働者福祉協議会

理事長 中山 千弘



連載
シリーズ

地区労福協のご案内
あの店、この店、どんな店

佐久市 ショコラ・デュ・ポヌール





「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして!!」

・・・「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう」・・・



長野県労働者福祉協議会
理事長 中山 千弘

新春にあたり、皆様に今年一年のご健勝ご活躍を心からご祈念申し上げます。

冒頭、昨年10月12日長野県を襲った台風19号災害で亡くなられた皆様、負傷された皆様そして、ご自宅が全壊・半壊するなど被災された皆様に対して心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。被災者の皆様が、かつての日常生活を取り戻すには多くの時間と、ご苦労が予想されます。この間、私達、長野県労働者福祉協議会の加盟団体の皆様が、それぞれの立場で支援活動をされている事に対して心から敬意を申し上げますとともに、長野県労働者福祉協議会としても今後、義援金支援対応や被災者向け確定申告税務セミナーの実施など、被災地の一日も早い復旧・復興活動と被災者に寄り添った支援活動に向け努力していく所存です。ともに頑張りましょう。さて昨年はILO結成100周年、連合結成30年、中央労福協設立70周年(長野県労福協は59年目)の節目の年でした。一年間を通じて今日までの労働条件獲得運動や福祉向上運動の歴史や意義を振り返る年となりました。更に4月の改元により新元号、令和がスタートし5月には新天皇が誕生した歴史的な年でもありました。この様な中で私たち勤労者の置かれている生活環境は、過去の安全・安心社会の持続を危うくする実態が迫っている状況だと考えます。いつ、誰の身の上にも自然災害や生活環境の激変が起こりうる、日常生活が突然、一変してしまう可能

性が高まっている状況だと考えます。具体的ナリスク内容ですが、①まず、団塊世代が2025年に後期高齢者になる世界一の超高齢化社会の到来です。社会保障費の爆発的な伸びへの対応は国民的課題です。②世の風潮は自己責任論が高まりヘルプの声が出せない状況です。結果として若年者の死因トップが自死です。③孤立も深刻です。80歳の親が50歳の子の面倒を見る8050問題。ひきこもる若者や中年も増大し社会問題化しています。④富の集中による格差拡大と貧困の固定化が進んでいます。本来必要としない子ども食堂は当たり前の世の中です。子供の貧困も7人に1人の実態です。⑤低賃金で不安定雇用の非正規社員が働く人全体の4割です。また過労死や過労自殺で亡くなる人も年間190人(2017年)です。

この厳しい現実の中で長野県労働者福祉協議会は法人として9年目です。私達は、労福協の2030年ビジョン「貧困や社会的排除がなく、人と人とのつながりが大切にされ、平和で、安心して働き暮らせる持続可能な社会」に向け「頑張った人が報われる。将来、誰もが安心して暮らせる社会」「あたりまえに働き普通に暮らせる社会」の実現を目指します。子供たちや未組織労働者を含め全ての働く者の為、「労福協生活あんしんネットワーク」の具体的実現を目指します。共に頑張りましょう。本年もよろしくお願いいたします。

2020年 年頭挨拶



労働者福祉中央協議会
会長 神津 里季生
新年明けましておめでとうございます。
中央労福協は昨年、結成70周年を迎え、11月の総会で「労福協の理念」

と今後の活動の指針となる「2030年ビジョン」を決定しました。私たちは、これに基づき、すべての働く人の幸せと豊かさをめざし、連帯・協同の力で「安心・共生の福祉社会」を実現するための取り組みを進めていきます。

今こそ、貧困をなくし「誰ひとり取り残さない」包摂的で持続可能な社会をめざすSDGsの目標達成や、「助け合い・支え合い」を社会に根づかせていくために、私たちが真価を発揮する時です。労働運動と労働者福祉事業の「ともに運動する」関係を強化し、多様なセーフティネットや共助の輪を広げ、安心して働き暮らせる社会をつくりましょう。これからも「福祉はひとつ」という労福協の原点を大切にし、それぞれの多様性を認め合いながら、様々なネットワークで「つながる運動」を広げ、ともに新しい社会や時代を切り拓いていきましょう!



皆様にとってよい一年になりますように



県労福協構成団体代表者からの年頭の辞



連合長野 会長
根橋美津人

新春を迎え2020年
が明るく実りの多い年となるようお祈
り申し上げます。

連合結成から30年、過去の延長線
上に未来を描くことが困難になる中、
対話と共感の積み重ねで主体的に新
たな価値を創造していかなければな
りません。

すべての働く者、働くことを望む
人々をつなぎ「働くことを軸とする安心
社会」に向けて共に邁進しましょう。



県労組会議 議長
松澤 佳子

「めでたさもちゆう位
なりおらが春」。小林一茶の句を実感
する年明けとなりました。

未曾有の豪雨は、暮らしの基盤をゆ
るがす大きな災害をもたらし、地球温
暖化の問題に否応なく直面させられる
こととなりました。

グレタ・トゥーンベリさんは、「普通
の人々こそが真の力を発揮できる。」と力
強く訴え行動しています。

復興に向け奮闘されている仲間と
皆さんとともに、声を上げ、行動し連帯
の輪を強めていきたいと思ひます。



県労連 議長
細尾 俊彦

新年あけましておめ
でとうございます。

台風19号から3ヶ月近くが過ぎようと
しています。復旧・復興の取り組みは
進んでいますが、被害は甚大で、依然
として泥との格闘が続いています。コミ
ュニティと生業の回復には、まだまだ息
の長い支援の取組みが必要です。人
と人のつながり・きずなを大切に、被
災者の皆さんに最後の最後まで寄り
添いたいと思っています。本年もよろし
くお願いします。



長野県労働金庫 理事長
小池 政和

新年あけましておめ
でとうございます。昨年10月の台風19
号で被災された皆様におかれまして
は、衷心よりお見舞いを申し上げます。
ろうきんは“はたらく人の想いと生
きる福祉金融機関”として、引き続きは
たらく一人ひとりのニーズやライフプ
ランに寄り添ってまいります。本年も変
わらぬご愛顧を賜りますようお願いい
たします。



こくみん共済 coop
長野推進本部 本部長
村山 智彦

皆様には新しい年を
健やかに迎えのこととお慶び申し上
げます。

全労済は昨年から新たな愛称を「こ
くみん共済coop」としました。これか
ら頻発する自然災害など様々なリス
クに備え、安心と信頼をご提供でき
ますように全力で取り組んでまいり
ます。これまでの皆様からのご協力に
感謝申し上げ、この一年が飛躍の年と
なりますようにお祈りいたします。



長野県生協連 代表理事
上田 均

年頭にあたり、謹ん
でご挨拶を申し上げます。消費税増
税、将来の社会保障制度への不安、
少子高齢化を背景とした社会構造の
変容など、暮らしの不安は増す一方
です。暮らしと地域を支える一員とし
て、長野県生協連はその役割を果た
してまいります。この1年が皆様にと
って実り多い年になりますようお祈
り申し上げます。



住宅生協 専務理事
浅田 道憲

明けましておめで
とうございます。

昨年の台風19号により被災されま
した皆様の住宅は、完全復旧にはまだ
まだ時間を要する状況にあります。

住宅生協は皆様の住まい環境の改
善や、安心して寛げる「住まいの安心
」を提供させていただいております。

地震や台風強い住宅の提案と施
工や分譲地の斡旋を引き続き行って
まいります。
本年もよろしくお祈りいたします。



県勤労協 会長
三井 正二

新年あけましておめ
でとうございます。

昨年は天皇陛下の即位の儀等の行
事で祝賀ムードに包まれた反面、台
風19号等の豪雨災害により県下をは
じめ全国各地で多くの方がお亡くな
りになり、また被災にあわれた方は
元の生活を取り戻すため大変なご苦
労をしております。こんな時こそ
そ国が中心となり総力をあげて支
援と防災対策を真剣にやるべきだ
と思ひます。

少子高齢化が進み課題も山積して
くと思ひますが労福協の仲間の皆
さんと力を合わせ共に頑張ってい
く決意です。今年もよろしくお祈
り致します。



県退職者連合 会長
石川 亘

台風19号によって被
災された皆様に対して心よりお見舞
い申し上げます。

さて、桜を見る会に見られるよう
に安倍内閣の傲慢な姿勢はますます
ひどくなっています。今年は若しか
したら総選挙があるかもしれません。
その時は、安倍内閣に鉄槌を下す
べく全力で戦うつもりです。今年
も県退連に対してのご指導・ご協
力をお願いします。

県労福協 県知事宛に7項目の要請書を提出



県労福協は、安心・安全な県民生活の向上のため毎年長野県に対し要請活動を行っていますが、今年も11月25日(月)に県庁において、2019年度県労福協県政要請を行いました。

今年は、台風19号の被災支援に関する要請を10月24日に行いましたが、今回の要請書のなかでも、台風19号災害に対する支援について、5つの具体的要請を行い、被災者を誰一人取り残すことなく、一刻も早い生活再建に向け最大限の対策を講じていただくよう要請しました。

また、今年も、自死対策についての要求も行き、特に子ども・若者の自死対策について緊急に取り組むよう4つの具体的要請を行いました。

当日は災害対応で知事が不在のため、林産業労働部長に要請書を手渡し、後日改めて文書にて回答をいただく予定です。

はたらく人の「みらい・あんしん」学校を松本で開催!

～ウエジョビ 比田井先生の熱い話に感動の涙～



このセミナーは、働く皆さんの生活の向上を目指して毎年開催しており、今年も11月30日(土)に松本市勤労者福祉センターで行いました。

一般の方を対象としたセミナー形式に変更して4年目となり、様々なニーズに対応する個別セミナーと、それぞれのみらいを応援する全体セミナーの二本立てとして、より多くの皆さんが参加しやすい形式で行いました。

当日は、防災力アップや資産形成、遺族保障と医療保障、住宅関連の制度内容、ライフプランなどの個別セミナーを5会場で行い、その後の全体セミナーは、ウエジョビのCMでお馴染みの上田情報

ビジネス専門学校の副校長、比田井和孝先生による、「幸せな人生を歩むためにとても大切なこと」と題した講演を実施しました。全体セミナーの参加者はスタッフを含め100名程で、会場は比田井先生の熱い講演で熱気に包まれました。講演の内容は、比田井先生が日頃学校の生徒の方にお伝えしている「就職対策授業」を中心に、先生が感銘を受けた多くの偉人の方々の生き様

や、来場者に感動を与える接客対応の話など、一つ一つの逸話を分かりやすく、熱い口調で話されました。参加した方からは「心震えました。この場でお話を聞けて幸せでした」「人生の生き方について涙しながら



話を聞きました」「ココロの授業を初めて受けて、考え方が変わりました」など、多くの方から大変良かったとの感想をいただきました。最後に参加者全員と比田井先生による記念撮影で、半日のセミナーを締めくくりました。

次年度も、はたらく人の「みらい・あんしん」学校を開催しますので、さらに多くの皆様のご参加をお待ちしています。

地区労福協の住所・連絡先の紹介

県下13地区の労福協事務所をご案内いたします。お困りごと、ご相談などお気軽にご利用ください。

○北信地区労働者福祉協議会

〒383-0022 中野市中央1丁目9-15
ふくろやビル1F
TEL 0269-38-0336

○須高地区労働者福祉協議会

〒382-0099 須坂市墨坂1丁目6-1
須坂市第1勤労者研修センター内
TEL 026-245-2100

○長野地区労働者福祉協議会

〒380-0814 長野市西鶴賀町1481-1
長野市勤労者女性会館内
TEL 026-234-0294

○上小労働者福祉協議会

〒386-0012 上田市中央4-9-1
TEL 0268-71-5574

○佐久地区労働者福祉協議会

〒385-0022 佐久市岩村田795-1
(神津ビル1階東)
TEL 0267-78-3029

○大北地区労働者福祉協議会

〒398-0002 大町市大町4111-1
大町市労働会館内
TEL 0261-22-6209

○安曇野地区労働者福祉協議会

〒399-8205 安曇野市豊科4962-1
TEL 0263-88-2936

○松本地区労働者福祉協議会

〒390-0841 松本市渚1丁目2-1 2F
TEL 0263-26-6029

○塩尻地区労働者福祉協議会

〒399-0736 塩尻市大門1-18-12
労働会館内
TEL 0263-54-1651

○木曾地区労働者福祉協議会

〒397-0002 木曾郡木曾町新開4977-2
木曾労働会館内
TEL 0264-23-3705

○諏訪地区労働者福祉協議会

〒394-0027 岡谷市中央町3-1-23
TEL 0266-75-0280

○上伊那地区労働者福祉協議会

〒396-0015 伊那市中央5152-1
東洋繊維テナントC号
TEL 0265-73-6029

○飯田地区労働者福祉協議会

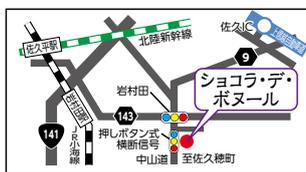
〒395-0077 飯田市丸山町1-8-6
飯田労働会館内
TEL 0265-24-0030



ショコラ・デュ・ボヌール

前号の「養老乃瀧須坂駅前店」懐かしく拝見いたしました。佐久の居酒屋・日本酒の紹介と行きたいところですが、意表をつけて、ガトーショコラ専門店を紹介します。

佐久市が誇る「岩村田商店街」(夕方6時には全店シャッターが閉まります。)を当事務所から南下して徒歩1分の「ショコラ・デュ・ボヌール」です。日本三大ケーキの街佐久市にガトーショコラ専門店を4年前にオープンしました。高級クーベルチュールチョコレート・佐久ちやたまやの卵・高千穂バターをふんだんに使用しています。私は塩キャラメル味を買いましたが、大変濃厚でコーヒーによく合いました。そこそこの値段ですので頻繁には買えませんが、何かの記念日などにいいと思います。松本店もありますので是非一度お試しください。



ショコラ・デュ・ボヌール

佐久市岩村田762 ☎0267-88-6112
休店日：不定休
営業時間：月～金曜日 11:00～19:00
土・日曜日 10:00～19:00



初めて読ませていただきました。労福協の活動内容が分かりやすい。本の紹介や相談先の案内、相談事例など情報がたくさんあってまたも見たいと思いました。(御代田町)

猫かわいいです。動物って癒されますよね。道の駅特集はどうですか?(上田市)

本が好きなので、県内出身の作家さんは知っているつもりでしたが、知らない方もいました。今後本を読んでもよいと思います。(坂城町)

カラーページが見やすく、楽しんで読んでいます。信州の作家特集は良かったので、次回は画家や芸術家特集もやってほしいです。(諏訪市)

信州の作家さんをあまり知らなかったので、早速図書館で借りてきました!信州の情報を知ることが出来て良かったです!(高森町)

いつも間違い探しを楽しみにしています。もう少し難しくしてください。(上田市)

間違い探しは難しく、今回はわかったので応募しました。(松本市)

キャッシュレス・ポイント還元事業の注意点は？



キャッシュレス・ポイントカード還元事業の対象店舗で買い物をした際、クレジットカードで支払いましたがポイントが還元されませんでした。この事業の対象とならないクレジットカードがあるのですか。



回答

海外発行のクレジットカードなど、制度に参加していないキャッシュレス決済手段は対象外です。

商品を購入する前に、対象となる決済手段や店舗、還元率を、店頭のパスターや公式ホームページなどで確認しましょう。

解説

キャッシュレス・ポイント還元事業とは、2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、消費の落ち込みを防ぐ対策として経済産業省が推進している事業で、2020年6月末まで行われます。キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上、中小・小規模事業者によるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元による消費喚起などの目的があります。

対象店舗において登録されたキャッシュレス決済で支払いをした消費者は、最大5%のポイント還元を受けられます。また、同事業と並行して事業者が独自のポイント還元事業を行っているケースもあります。

キャッシュレス・ポイント還元事業の仕組みを正しく理解したうえで、利用する店舗や決済手段を選択することが大切です。

キャッシュレス・ポイント還元事業

○対象となる店舗

- ・小売り、飲食、サービスなどの一般の中小店舗
- ・フランチャイズチェーンやガソリンスタンド
- ・ECサイト上の中小店舗

○対象となるキャッシュレス決済

- ・クレジットカード、デビットカード、電子マネー(プリペイド)、QRコードなど繰り返し使える決済手段

○対象となる店舗と決済手段、還元率は以下のサイトで確認できます

- ・キャッシュレスポイント還元事業 消費者の皆様 (一般社団法人キャッシュレス推進協議会)

知っておきたい注意点

キャッシュレス・ポイント還元制度を利用する際は、以下の点に注意しましょう。

- ・ポイント還元率や還元対象となる決済手段は店舗によって異なる
- ・還元の方法やタイミング、上限などはキャッシュレス決済手段毎や店舗毎に異なる。
- ・還元を受けるために事前に決済事業者のサイトに登録等が必要なケースがある。

同事業について不明な点があれば、ポイント還元窓口にお問い合わせましょう。

消費者向けポイント還元窓口 **0120-010975** (平日10時～18時 土曜・日曜・祭日を除く)

お困りの際にはお近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン「**188** (いやや)」局番なし

(国民生活センター)

くらしなんでも

相談 84



松本 陽
司法書士



家関連について

Q 父親名義の自宅について、同居するため、子供の私が借り入れし、リフォームすることになりました。登記に私の名義を入れたいといけなかったと聞きましたがどうでしょうか？

A 不動産について、民法では、「不動産の所有者は、当該不動産に従として付合した物の所有権を取得する（242条本文）」とあります。つまり父親が所有している建物について、第三者が増改築した場合に、その増改築部分の所有権は建物の所有者である父親に原則、帰属することになります。

子供の負担（資金提供）により、父親所有の建物が資産価値向上（グレードアップ）するため、父親には自らの負担なく財産価値があがったことにより贈与税が課税されます。

税金は、利益を得た・得をした人に課税されるようになっています。

この贈与税が課税されないようにするためには、増改築された建物について、資金を支出した子供の名義を入れる必要があります。父親は、子供に対し、自らの建物の財産的価値を上げてくれたことにより、その価値分の金銭を子供に渡す義務が生じます。ただ、現実として、その金銭を子供に渡すことは皆無であり、代わりに建物の所有権を子供に渡す、いわゆる代物弁済により子供へ償還することになります。

です。建物の所有権につき、代物弁済を原因

として所有権一部移転登記を父親から子供へ行うことが必要になります。ここで注意なのが、建物の価格です。子供が支出する金額は増改築の請負契約書より明らかなため問題になりませんが、父親が元々有していた建物の価値をどうするかが問題になります。基本的に、前述の代物弁済は所得税の譲渡所得にあたるため、父親が元々有していた建物について、建物を新築した当時の金額から減価償却をし、簿価を計算する必要があります。市町村で決めている固定資産評価額はあくまでも市町村が決める価格なため、この評価額を採用するのは適当ではありません。新築時の建築価格がわからないと、増改築後の建物価格（簿価＋子供が支出した価格）がわからないため、譲渡所得税の課税リスクが生じます。



Q 増改築をした場合に、所得税の住宅ローン減税を利用できると聞いたのですが、気を付けることはありますか？

A このほかにも増改築については、所得税の住宅ローン減税を受けるために、増改築の請負契約前に子供の所有権を持っておく必要があります。これは自己の所有する建物について増改築をしたことが住宅ローン減税を適用するための要件であるためです。この段階では「贈与」により親から子供へ所有権を移転しますが、贈与税がかからないように移転

をする必要があります。我々司法書士も税理士と共同して増改築について対応しておりますので、なるべく早めにご相談ください。

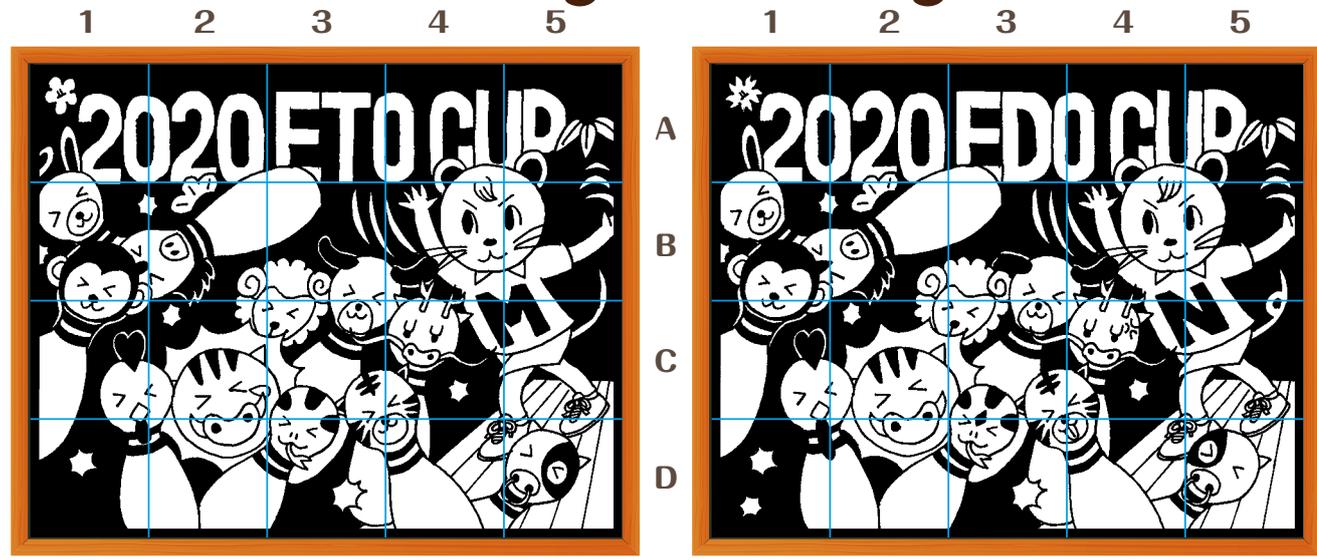


新春特別企画 **ご家族で楽しむ** **16個のまちがいはがし** 応募締切り 2月15日

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16個探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



Let's go Bowling



(画:ろうきん 西澤 修氏)

いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
 ●クイズの答え(16個) ●労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
 ●住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。

★プレゼントの応募方法

その1 ホームページからのご応募

<http://www.lsc-nagano.or.jp/>

機関紙「労福協」まちがいはがし ← 長野県労福協のホームページ下のこちらのバナーからご応募ください。  ← QRコードはこちら

その2 FAXからのご応募

次のFAX番号からお申込みください
FAX番号026(232)6672

その3 官製はがきでのご応募

〒380-8710 長野市立町978-2 労働会館内
 一般社団法人 長野県労働者福祉協議会まで
 ご応募ください

正解者の中から抽選で10名の方に図書カード1,000円分、1名の方に図書カード5,000円分をプレゼント

前回の正解は
 2019年11月15日第317号

当選者(5名・敬称略)
 小池 博子(長野市)
 斉藤 仁美(上田市)
 遠藤 幸奈(御代田町)
 高木 亜紀(松本市)
 加室 武(諏訪市)

日々是好日

新年明けましておめでとうございませう。今年も宜しくお願ひ致します。▼今年、ねずみ年です。ネズミは大黒天の使い・福の神として伝えられており、ネズミがたくさんいる家は裕福だという富の象徴とされています。また、ねずみ年生まれの方は、明朗で調和の取れた性格で、周りから好意を持たれ、社交的でいつも人が集まってくると言われるとともに、辛抱強く、どんな過酷な環境に置かれても優れた適応能力と順応性があるそうです。ねずみ年の皆さん合っていますか?▼ねずみと言えばミッキーマウスが世界で一番有名なキャラクターですが、我々世代では、トム&ジェリーのジェリーやトッピージョーなどを覚えている方も多しと思ひます。今の子どもたちにおいても、ピカチュウやハム太郎など、本当に身近なキャラクターとして愛されています。▼さて今回は、ねずみにながりで紹介したい本があります。全世界で累計2400万部を超えるベストセラー『チーズはどこへ消えた?』です。(スペンサー・ジョンソン(著)、門田美鈴(翻訳) 扶桑社)▼ものすごく簡潔に物語を要約すると、2匹のねずみと2人の小人がチーズを発見し、それに満足する日々が続きました。しかし、ある日そのチーズがなくなりました。そこでネズミ2匹は、チーズを探す旅に出ます。小人たちは、最初は旅に出るのを躊躇していたのですが、やがて一人が新しいチーズを探しに旅立つ決心しました。そして、最終的には、彼らはチーズを見つけたことができた、と言うストーリーです。▼この話の中にいくつもの教訓が登場してきます。この教訓は、私たちがあらゆる場面で起こる様々な変化(進化)に対して、どの様な行動を考える上で、複雑な問題をシンプルに説き明かしてくれませう。一度読んでみてはいかがですか。▼アレ?!今号の特集は書籍の紹介じゃなかった?お屠蘇を飲み過ぎてしまい、申し訳ありません。今年も宜しくお付き合いください。(雅)



(イメージ図)